

施設サービス等における食費・居住費の軽減（負担限度額）

施設サービス・短期入所を利用した際の食費と居住費に限度額を設定し、費用負担を軽減します

【要件】世帯全員が市民税非課税であること（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者も非課税であること）
年金収入等の額や預貯金等の額が下表の要件を満たしていること

| 所得段階 | 年金収入等の要件 ※1 | 預貯金等の要件 | 食費【日額】 | | 居住費（滞在費）【日額】 | | | |
|-------|-----------------|--------------------------------------|--------|--------|--------------|--------|--------|------------------|
| | | | 短期入所 | 短期入所以外 | 多床室 ※2 | ユニット型 | | 従来型 個室 ※2 |
| | | | | | | 個室 | 準個室 | |
| 基準額 | | | 1,445円 | 1,445円 | 915円 437円 | 2,066円 | 1,728円 | 1,231円 1,728円 |
| 第3段階② | 120万円超 | 【单身】 500万円以下 【夫婦】 1,500万円以下 | 1,300円 | 1,360円 | 430円 | 1,370円 | 1,370円 | 880円 1,370円 |
| 第3段階① | 80万円超 ～120万円 | 【单身】 550万円以下 【夫婦】 1,550万円以下 | 1,000円 | 650円 | 430円 | 1,370円 | 1,370円 | 880円 1,370円 |
| 第2段階 | 80万円以下 | 【单身】 650万円以下 【夫婦】 1,650万円以下 | 600円 | 390円 | 430円 | 880円 | 550円 | 480円 550円 |
| 第1段階 | 生活保護受給者 等 | | 300円 | 300円 | 0円 | 880円 | 550円 | 380円 550円 |

※1 年金収入等 = 公的年金等収入額（非課税年金を含む）+ その他合計所得金額

※2 額を2段で表示している欄は、上段が介護老人福祉施設・短期入所、下段が介護老人保健施設、介護医療院の場合の額

社会福祉法人による利用者負担の軽減

社会福祉法人が提供するサービスの利用料および食費・居住費の25%を減額します

※ サービス種別や所得段階に応じて軽減の対象となる費用が異なります

【要件】世帯全員が市民税非課税であること

世帯の年間収入が1人世帯で150万円、1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること

預貯金額が1人世帯で350万円、1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

負担能力のある親族等に扶養されていないこと

介護保険料を滞納していないこと

高額介護サービス費

世帯内で同じ月のサービス利用料が次の額を超えた分を払い戻します

| 段 階 区 分 | 利用者負担上限額（月額） |
|--|------------------------------|
| 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上 | （世帯） 140,100円 |
| 課税所得380万円（年収約770万円）以上 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満 | （世帯） 93,000円 |
| 上記以外の住民税課税世帯 | （世帯） 44,400円 |
| 世帯全員が市民税非課税 | （世帯） 24,600円 |
| 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円 等 | （世帯） 24,600円 （個人） 15,000円 |
| 生活保護受給者 | （個人） 15,000円 |

なお、対象となる方には市から通知が届きます。